

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（平成30年6月29日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成30年8月9日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

消防本部定例監査結果についての措置状況(通知)

平成30年6月29日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
消防本部 総務課	<p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 消防団員の費用弁償(警戒又は訓練)の支給事務において、年間の活動を見込んで算定した支給回数により支払っているが、各団員の従事実績を確認していないため、支給回数に誤りがあるものがあった。</p> <p>2 公印の管理において、山形市消防本部公印管理規程に定める公印管理台帳が備えられておらず、公印の登録及び抹消手続きがされていなかった。</p> <p>3 山形県消防長会の経理事務において、立替払いをしているものがあった。</p>	<p>1 今後の支給に当たっては、各団員の従事実績を確認し、従事状況に応じて支給してまいります。</p> <p>2 消防本部公印管理規程に則り、登録及び抹消手続きを行い公印管理台帳に登録しました。</p> <p>3 県消防長会の事務処理及び会計事務規程を定め、適正に事務を行ってまいります。</p>

	<p>意見</p> <p>1 消防団員の費用弁償（警戒又は訓練）の支給事務において、漫然として事務にあたり、各団員の従事実績の確認を怠っていたことは、誠に遺憾である。</p> <p>消防団員は、市民の生命と財産を守る使命感を持って業務に従事されている。この地域に根ざした活動を支援していくうえで、市民の信頼をゆるぎないものとしていかなければならない。</p> <p>これらの点も十分に勘案のうえ、今後は速やかに適切な対策を講じ、事務手続の公正性を確保されたい。</p>	<p>消防団員の費用弁償の支給事務においては、今後、漫然とした事務を行うことなく、団員の従事実績を確認し支給を行ってまいります。更に、これまで以上に市民の信頼を得られるよう速やかに公正な事務手続を行ってまいります。</p>
--	--	---

(様式)

済管第287号

平成30年7月31日

山形市監査委員 様

山形市病院事業管理者 平川 秀紀

市立病院済生館定例監査結果についての措置状況（通知）

平成30年6月29日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
管理課	<p>(指摘事項)</p> <p>1 行政財産目的外使用許可事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 使用料を算定するにあたり、使用期間を1か月とすべきところを2か月としたため、使用料を多く徴収していた。</p> <p>また、使用料に係る消費税相当額について、土地の一時的貸付では、貸付期間が1か月以上の場合には課税の対象とならないが、課税の対象として徴収していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・山形市立病院済生館（隣接建物改修工事に伴う一時使用） <p>2 備品の管理において、現物が確認できないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・録音装置・ポラロイドカメラ・ラベルライター「テブラ」PRO・裁断機・カメラ	<p>1 2か月分消費税相当額および1か月分の使用料について、使用者に返還いたします。</p> <p>2 登録されたままになっていた廃棄備品は、備品台帳から削除しました。</p>